

介護保険制度について

<介護保険制度>

介護や支援が必要な人が費用の一部を支払って介護保険サービスを利用できる制度です。市町村が運営し、40歳以上の人が出し合い支え合う制度です。

<対象となる方>

① 65歳以上の方（第1号被保険者）

原因を問わずに介護や日常生活の支援が必要になったとき市町村の認定を受け介護保険のサービスを利用できます。

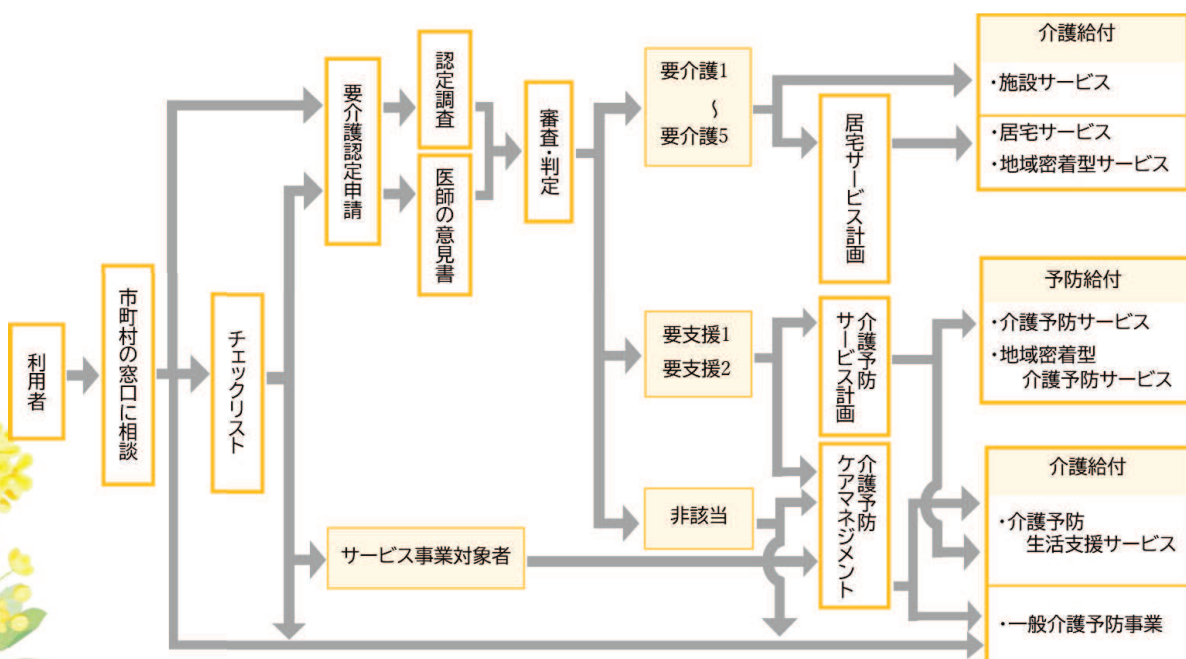
② 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

特定疾病により介護や日常生活の支援が必要になったとき市町村の認定を受け介護保険のサービスを利用できます。

特定疾病

- がん（医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

<利用までの流れ>



< 申請窓口 >

掛川市		
掛川市役所 長寿推進課 介護認定係	掛川市長谷一丁目1-1	0537-21-1142
東部ふくしあ	掛川市藺ヶ谷 881-1	0537-61-2900
西部ふくしあ	掛川市下垂木1270-2	0537-29-5977
中部ふくしあ	掛川市杉谷南1-1-30	0537-28-9713
南部大東ふくしあ（大東支所内）	掛川市三俣620	0537-72-1116
南部大須賀ふくしあ（大須賀支所内）	掛川市西大淵100	0537-48-1007

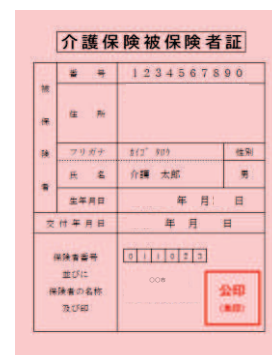
袋井市		
袋井市役所 保険課介護保険係	袋井市新屋1-1-1	0538-44-3152
浅羽支所 市民サービス課市民サービス係	袋井市浅名1028	0538-23-9211
袋井市総合健康センター 健康長寿課地域包括ケア推進係	袋井市久能2515-1	0538-84-7534

< 申請に必要なもの >

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証

※申請書にマイナンバーを記載する場合には、
マイナンバーおよび身元が確認できる書類が必要です。

※申請書には主治医意見書を記載する医師名を記入する欄があります。
あらかじめ医師に了承を得ておきましょう。



< 介護保険サービス >

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用するサービス

訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、 ・身体介護：食事、入浴、排せつの介護など ・生活援助：調理、洗濯など を行います。
訪問入浴介護	介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、 事業者が持参した浴槽で入浴介護を行います。
訪問リハビリテーション	事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行います。
訪問看護	医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助等を行います。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院や通所が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。
通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行います。



掛川市・袋井市病院企業団立
中東遠総合医療センター

通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事、入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行います。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所してしている人に対して、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や病院などに短期間入所してしている人に対して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話やリハビリテーションなどを行います。
特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人に対して、食事、入浴、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与を行います。手すりやスロープ、歩行器などが対象となります。介護度に応じて対象となる福祉用具が異なります。
特定福祉用具販売	利用者が対象の福祉用具を購入したときの購入費を支給（同年度10万円を上限に、利用者負担の割合分を差し引いた額）されます。 ※事前に地域包括支援センターやケアマネジャーと相談が望ましいです。 ※申請が必要です。
住宅改修費支給	利用者が手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費を支給（20万円を上限に、利用者負担の割合分を差し引いた額）が支給されます。 ※事前申請が必要です。

施設サービス

施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、日常生活上の介護を行う施設です。 新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。
介護老人保険施設 (老人保健施設)	状態が安定している人に、在宅復帰を目指し、リハビリテーションや日常生活上の介護を行う施設です。 要介護1以上の人が対象です。
介護医療院	医学的管理のもとで長期療養が必要な人に、医療や日常生活上の介護を行う施設です。生活の場としての機能も持っています。 要介護1以上の人が対象です。



CHUTOEN GENERAL MEDICAL CENTER

掛川市・袋井市病院企業団立
中東遠総合医療センター

小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを行います。
地域密着型通所介護 (デイサービス)	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを行います。
認知症対応型通所介護	認知症の人を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを行います。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は市町村が行う介護予防の取り組みです。要介護認定を受けなくても、一人ひとりの生活や心身の状態に応じて介護予防のためのサービスが利用できます。

「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」の2つがあります。お住まいの市区町村によって実施しているサービスや利用者負担が異なります。くわしくは地域包括支援センターや市区町村の窓口へお問い合わせください。

訪問型サービス	居宅での身体介護や生活援助、健康に関する短期的な指導など、ホームヘルパーや保健師などが訪問してサービスを行います。
通所型サービス	通所介護施設で、日常生活上の支援や、レクリエーション、通いの場の提供、保健・医療の専門職による短期的な指導などを行います。
その他の生活支援サービス	見守りや栄養改善を目的として配食サービスや、安否確認や緊急時の対応を行う見守りサービス、自立支援に役立つ生活支援などを行います。